

**「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2（案）」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理（案）」に対する意見募集に対して提出された意見と考え方
（意見募集期間：令和4年4月27日（水）から同年5月26日（木）まで）**

No.	意見提出者 (順不同)	案に対する意見及びその理由	考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG	<p>「情報信託機能の認定に係る指針 Ver2.2（案）」への意見</p> <p>(全般)</p> <p>・情報銀行は、本人のコントロール性を高め、個人情報を含むパーソナルデータの流通・活用を促進することを目指す取組みであり、日本型のデータ流通インフラとして、その普及が強く期待される。情報銀行の普及のためには、指針を見直すだけでなく、多様な事業者の参加を促す仕組みを検討することにより、個人がそれぞれのニーズにあったサービスを自由に選択できるようにすることが重要である。加えて、データ交換のための標準化や、データの品質向上など、情報銀行および取り扱うデータの活用価値を向上させる取組みを推進すべき。</p>	<p>多様な事業者参加を促す仕組みや、情報銀行及び取扱いデータの活用価値を向上させる取組みが必要との点についてはご指摘のとおり。</p> <p>総務省予算事業においても、情報銀行を介したデータポータビリティや地方自治体との連携、準公共分野のデータ利活用のための検証等を通じ、情報銀行やデータの活用価値の向上のための取組を進めている。</p> <p>情報銀行の更なる普及の観点のために必要な施策については検討会の場でも議論し、認定団体等と協力して実施していきたい。</p>	無
		<p>II 適用範囲 5頁 1 本指針の基本的な運用について (3) 本指針の対象とする事業における個人情報の範囲</p>	<p>情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについては、令和3年度総務省予算事業の結果も踏まえ、検討会での議論を再開する。</p> <p>要配慮個人情報となるゲノム情報等も検討の</p>	無

		<p>・本指針案の9頁では、健康・医療分野の個人情報のうち「要配慮個人情報に該当しない」情報が取扱可能とされているが、健康・医療分野で取り扱う個人情報の多くは要配慮個人情報を含むため、多くの事業が認定の対象外となる。健康・医療分野における情報銀行の活用を本人が納得する形で促進できるよう、要配慮個人情報の取扱いについて早急に議論し結論を得るべき。</p> <p>・その際、活用ニーズの高い遺伝子情報等の情報についても議論の対象とすべき。</p>	<p>対象から外すものではないが、特有の配慮が必要と考えられるため、情報の性質に鑑みた適正な規律の在り方を検討していきたい。</p>	
		<p>Ⅲ 情報信託機能の認定基準 18 頁 2 情報セキュリティ・プライバシー保護 (3) プライバシー保護対策</p> <p>(プロファイリングに関する情報銀行の対応)</p> <p>・本指針案の5頁では「認定は任意のものであり、認定を受けることが情報銀行事業を行うために必須ではない」、「本指針では、情報銀行が利用者個人から委任を受けて管理及び第三者提供を行う個人情報として、要配慮個人情報を含む事業は、認定の対象としない」と記載されているため、認定を受けていない情報銀行における要配慮個人情報の取扱いは認められている。他方、本指針案の18頁では「現状において情報銀行における要配慮個人情報の取扱いは認められていない」と</p>	<p>「Ⅲ 情報信託機能の認定基準」における「情報銀行」は、いずれも認定事業者ないし認定を受ける事業者を想定したものであるが、ご指摘のような誤解を避ける観点から、18頁の該当箇所を「現状本指針において情報銀行における要配慮個人情報の取扱いは認められていない」と修正したい。</p>	<p>有</p>

		<p>の記載があり、認定を受けていない情報銀行における要配慮個人情報の取扱いが認められないと誤解される可能性があるため、記載の内容を修正すべき。</p>		
2	【個人1】	<p>[意見対象箇所] II 適用範囲 1(3) 本指針の対象とする事業における個人情報の範囲 「本指針では、情報銀行が・・・管理及び第三者提供を行う個人情報として、要配慮個人情報を含む事業は、認定の対象としない」</p> <p>[意見] 情報銀行による個人情報の取扱いの結果（とりわけプロファイリングの結果）、予期せず、要配慮個人情報を情報銀行が入手してしまう事象（「当該事象」）が生じた場合の法的効果及び対応フローについて、本指針ではどのような内容を想定しているのか。 一つ考えられるのは、次のような法的効果及び対応フローだが、この理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行は、当該要配慮個人情報はすべて削除する。 ・情報銀行は、当該要配慮個人情報を生ぜしめた取扱いの工程を見直し、次回以降は要配慮個人情報を生じる可能性が低くなるように取扱いの是正方法（「当該再発防止策」）を 	<p>対応フローにつき、要配慮個人情報の削除、情報銀行による工程の見直し・是正方法の検討を行うことについてはご想定のとおり。 認定は認定団体により行われることから、仮に生じた事象の報告義務を定める場合、報告先は総務省ではなく認定団体となる。 そして、意図せず要配慮個人情報を取得・推知した場合を全て報告の対象とするのか等、具体的な対応内容については、実務上の対応可能性等も踏まえ認定団体において検討の上定めることを想定している。 違反の程度や対応の内容等次第では、認定基準への違反を構成するものとして、認定団体により認定の停止等の対応も想定される。</p>	無

		<p>検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行は、IT 連又は総務省に対して当該事象及び当該再発防止策について報告する ・仮に当該再発防止策が不十分と IT 連又は総務省が判断した場合、当該情報銀行の認定は、一時停止又は取消しされる 		
3	【個人2】	<p>[意見対象箇所]</p> <p>III 情報信託機能の認定基準 1 (2) i</p> <p>「情報は情報銀行が管理し、提供先第三者には転記・複写禁止の契約を締結し、一覧での閲覧や任意検索ができない方法で、一人分のみ検索できる技術的対策を施した上で、必要な情報の閲覧のみができることとする」</p> <p>[意見]</p> <p>当該方法の具体的な操作方法についても記載を充実させてほしい。情報銀行ビジネスに新規参入しようとしている事業者も読めば手をすぐ動かして必要な仕組みの設計ができるような指針にしていきたい。</p>	<p>指針における記載のうち、更なる具体化が必要と認められるものについては認定団体によるガイドブック等において定めている。</p> <p>ご意見の箇所の具体的な対応内容についても、認定団体において検討の上、必要に応じて定めることとする。</p>	無

4	【個人3】	<p>総論問題ないものの各論で異論あり。 指針の全体として、「情報信託機能受託企業が、情報信託機能受託企業でない他の企業に何等一切委託せず、情報信託機能受託企業自社雇用社員に限定してオペレーションする前提で本指針は(総務省にて)編まれている」とパブリックコメント提出者(以下、本項意見者と称す)は解釈した。 根拠は22ページ、23ページ >個人情報の取り扱いの委託を行う場合には、必要な監督を行うこと。 これ自体は全く正文であるが、必要な監督が何か、については本指針には記載されていない、と本項意見者は読み取った。 けだし、ビジネス商慣習ならびに社会的通念において、委託が一切無いという状況は情報通信業界においてもはや考えにくい。 ゆえに、情報信託機能受託企業でない他の企業他の企業に運用・オペレーションを、全部または一部を委託して、情報銀行におけるプロファイリングの取扱いを運用・オペレーションする場合にはどのように定義するのか、ということまで本指針に盛り込むべきである。無論、情報信託機能受託企業に他の企業を雇用主として、常駐非常駐問わずして派遣される社員が運用・オペレーションする場合も同様であることは言うまでもない。</p>	<p>ご意見は①委託に関するもの、②準拠法に関するもの、③論理学記号に関するものと理解する。 ①の委託について、情報銀行の義務として「個人情報の取扱いの委託を行う場合には、必要な監督を行うこと。」(Ⅲ4(3)・22頁)とあるとおり、認定事業者が委託を行うこと自体は想定されている。 「必要な監督」の内容が指針に記載されていないとの指摘はそのとおりであるが、情報銀行においては個人情報保護法やそのガイドライン等を遵守することとされている(Ⅲ2(1)②・13頁、Ⅲ4(3)・21頁)ほか、認定団体において具体的な内容が定められており、これらを踏まえ情報銀行として必要な監督を行うこととなる。委託先につき、一次二次問わず直接契約を結ぶべきとの意見については参考とさせていただく。 ②の準拠法について、IV2(1)13(30頁)に規定の準拠法は、個人と情報銀行の間の契約の解釈に日本法が適用されることを意味するものであり、基準の厳格さとは直接関係しないと考えられる。 ③の論理学記号については、現在採用する予定はないが、よりわかりやすい指針となるよう書き方は工夫していきたい。</p>	無
---	-------	---	--	---

		<p>また、この委託においては、「委託したという事実」すなわちトレーサビリティが可視化されるよう担保されなくてはならないということも言うまでもない。とみに委託、孫委託・・・といった委託の深度を問わず、である。</p> <p>それから委託においては委託の深度に限らず、必ず情報信託機能受託企業と、一次二次問わず直接契約を結ぶということも検討しておいたほうがより安全と本項意見者は思料するが、これは議論あって良いと思う。</p> <p>それから別の指摘となるが、30ページ準拠法において、日本法を準拠法とするのは当然である。そこは疑いようの無い正文である。しかしながら例えばGDPRといった日本国よりも厳しい基準を採用しているところについては基準が逆に緩くなるように読み取れるがこれは本項意見者だけの読み取りか。誰が読んでも一意となるようにもう少し補足願う。</p> <p>それから最後に8ページ、9ページ、10ページにおいて、ベン図を用いているのは何ら問題ない。しかしながら理数教育や国語教育とも関連するが、ゆくゆくは論理学記号を用いたベン図と論理学記号との両論併記とするのも、国民の論理学リテラシー向上には必要ではないか。検討願</p>		
5	【個人4】	「プロファイリング」の説明の中で、そのリスクとしてプライバシー権侵害、不当な差	ご指摘のリスクはプロファイリングに関するリスクではないと考えられるため、情報銀行事	無

		<p>別・選別などが挙げられていますが、反日国等による悪用、流出などのリスクが明記されていません。いくら個人情報保護の規定があるからと言って、なんの歯止めにもならない企業は実際に存在します。そういう企業に情報信託機能を認定しないよう、徹底すべきです。</p>	<p>業者による情報の悪用・流出のリスクに関するご指摘と理解する。 情報銀行においては、個人の利益に相反する利用がなされないようデータ倫理審査会での審査を行うこと（Ⅲ5(1)・25頁）や、漏えい等が起きないようにセキュリティ対策を講じること（Ⅲ2・13頁～）が定められており、適切な範囲で懸念のようなリスクには対応する仕組みとなっている。</p>	
6	【個人5】	<p>>全般的に 国民としては、個人情報等他重要情報を含む通信の際に、事業者等によるVPNを利用していても、必ずその上に重ねての通信の暗号化が行われるべきと考えるのであるが（※1）、それがなされるのであれば、とりあえず特段に他に意見する事は無い（今後改正が不要であるという意味で言っているのではないが。）。</p> <p>※1 例えば、LGWANにおいては医療機関や地方公共団体などが個人情報他重要情報を含む情報の通信を行っているが、それらは当然的に、LGWANのVPNによる他通信との分離だけでなく、LGWAN内での通信についても基本としてp2p暗号化の様な形での、基盤運営事業者が悪意を持っていた場合等においてもその内容の盗聴・改竄が行えない様な形での通信が行われるべきと考える（LGWANを例に</p>	<p>指針上、情報銀行には「組織の内部及び外部での伝送される情報のセキュリティを維持するための対策を実施すること（通信経路又は内容の暗号化などの対応を行うこと）」（Ⅲ2(2)⑩・16頁）が定められており、ご懸念の点へは指針上必要な範囲で対応するものとなっている。</p>	無

		<p>挙げたが、要するに、事業者等による VPN を利用していたとしても、VPN によつての通信の他との分離や暗号化がなされていたとしても、VPN の内部においても追加での暗号化通信を行うようにすべきである、という事である。暗号鍵などを用いてその様な通信を行う事は可能なはずであるが、VPN 事業者等についても完全に信用出来たものではないので (LGWAN はソフトバンク系による基盤運営となっているが、事業者が韓国系、中国系、あるいは北朝鮮系であったりする事などについても考えられる事であろう。地方公共団体などは韓国系事業者などにシステムの構築や管理を行わせていたという事態も散見されたはずだが、その様な場合において、住民の個人情報等の安全は危険に晒されるものになっていると考えられるものである。)、追加での、(VPN 事業者等以外の) 通信を行う当事者らによる暗号化しての通信の実施が求められるものとする。</p>		
--	--	---	--	--

○提出意見数：6件

※提出意見数は、意見提出者数としています。